

療養病棟入院基本料に関連する告示・通知（抜粋）

診療報酬の算定方法（平成20年3月5日厚生労働省告示第59号）

A101 療養病棟入院基本料（1日につき）

- 1 入院基本料A 1,709点
（健康保険法第63条第2項第2号及び高齢者医療確保法第64条第2項第2号の療養（以下この表において「生活療養」という。）を受ける場合にあっては、1,695点）
- 2 入院基本料B 1,320点
（生活療養を受ける場合にあっては、1,306点）
- 3 入院基本料C 1,198点
（生活療養を受ける場合にあっては、1,184点）
- 4 入院基本料D 885点
（生活療養を受ける場合にあっては、871点）
- 5 入院基本料E 750点
（生活療養を受ける場合にあっては、736点）

注1 病院の療養病棟（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床（以下この表において「療養病床」という。）に係る病棟として地方社会保険事務局長に届け出たものをいう。以下この表において同じ。）であって、看護配置、看護師比率、看護補助配置その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方社会保険事務局長に届け出た病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該患者の疾患、状態、ADL等について別に厚生労働大臣が定める区分に従い、当該患者ごとにそれぞれ所定点数を算定する。ただし、注3のただし書に該当する場合には、入院基本料Eを算定する。

基本診療料の施設基準等（平成20年3月5日厚生労働省告示第62号）

三 療養病棟入院基本料の施設基準等

(1) 療養病棟入院基本料の注1に規定する入院基本料の施設基準

イ 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、一以上であることとする。

ロ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であ

ること。

ハ 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であることとする。

ニ 当該病棟に入院している患者に係る褥瘡の発生割合等について継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること。

(2) 療養病棟入院基本料の注1に規定する厚生労働大臣が定める区分

イ 入院基本料A

① 当該病棟の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割未満である場合（以下この(2)において「特定患者八割未満の場合」という。）にあつては、別表第五の二の患者

② 当該病棟の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割以上である場合（以下この(2)において「特定患者八割以上の場合」という。）にあつては、次のいずれにも該当するものとして保険医療機関が地方社会保険事務局長に届け出た病棟（以下この(2)において「二十対一配置病棟」という。）に入院している別表第五の二の患者

1 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、一以上であることとする。

2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

3 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であることとする。

ロ 入院基本料B

① 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く。）であつて、ADLの判定基準による判定が十一点以上であるもの

② 特定患者八割以上の場合にあつては、二十対一配置病棟に入院している別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く。）であつて、ADLの判定基準による判定が十一点以上であるもの

ハ 入院基本料C

① 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く。）であつて、ADLの判定基準による判定が十一点未満であるもの

- ② 特定患者八割以上の場合にあっては、二十対一配置病棟に入院している別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く。）であって、ADLの判定基準による判定が十一点未満であるもの

二 入院基本料D

- ① 特定患者八割未満の場合にあっては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者であって、ADLの判定基準による判定が二十三点以上であるもの
- ② 特定患者八割以上の場合にあっては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の二十対一配置病棟に入院している患者であって、ADLの判定基準による判定が二十三点以上であるもの

ホ 入院基本料E

- ① 特定患者八割未満の場合にあっては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者であって、ADLの判定基準による判定が二十三点未満であるもの
- ② 特定患者八割以上の場合にあっては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の二十対一配置病棟に入院している患者であって、ADLの判定基準による判定が二十三点未満であるもの、又は次のいずれかに該当しないものとして保険医療機関が地方社会保険事務局長に届け出た病棟に入院している患者

- 1 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、一以上であることとする。
- 2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。
- 3 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であることとする。

(3) 療養病棟入院基本料に含まれる費用並びに含まれない薬剤及び注射薬の費用

療養病棟入院基本料（特別入院基本料を含む。）を算定する患者に対して行った検査、投薬、注射並びに別表第五に掲げる画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含む。）は、当該入院基本料に含まれるものとし、別表第五及び別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬の費用は、当該入院基本料に含まれないものとする。

(4) 療養病棟入院基本料の注4に規定する厚生労働大臣が定める状態別表第五の四に掲げる状態

「別表第五の二の患者」（医療区分3）

別表第五の二 療養病棟入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料の
入院基本料Aに係る疾患及び状態

一 対象疾患の名称

スモン

二 対象となる状態

医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態

中心静脈栄養を実施している状態

二十四時間持続して点滴を実施している状態

人工呼吸器を使用している状態

ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態

気管切開又は気管内挿管が行われており、かつ、発熱を伴う状態

酸素療法を実施している状態

感染症の治療の必要性から隔離室での管理を実施している状態

「別表第五の三の患者」（医療区分2）

別表第五の三 療養病棟入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料の
入院基本料B及び入院基本料Cに係る疾患及び状態等

一 対象疾患の名称

筋ジストロフィー症

多発性硬化症、筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。））その他の難病（スモンを除く。）

脊髄損傷（頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る。）

慢性閉塞性肺疾患（ヒュー・ジョーンズの分類がⅤ度の状態に該当する場合に限る。）

悪性腫瘍（医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る。）

二 対象となる状態

肺炎に対する治療を実施している状態

尿路感染症に対する治療を実施している状態

傷病等によるリハビリテーションが必要な状態（原因となる傷病等の発症後、三十日以内の場合で、実際にリハビリテーションを行っている場合に限る。）

脱水に対する治療を実施している状態かつ発熱を伴う状態

消化管等の体内からの出血が反復継続している状態

頻回の嘔吐に対する治療を実施している状態かつ発熱を伴う状態

褥瘡に対する治療を実施している状態（皮膚層の部分的喪失が認められる場合又は褥瘡が二箇所以上に認められる場合に限る。）

末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療を実施している状態

せん妄に対する治療を実施している状態

うつ症状に対する治療を実施している状態

他者に対する暴行が毎日認められる状態

人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法を実施している状態

経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われており、かつ、発熱又は嘔吐を伴う状態

一日八回以上の喀痰吸引を実施している状態

気管切開又は気管内挿管が行われている状態（発熱を伴う状態を除く。）

頻回の血糖検査を実施している状態

創傷（手術創や感染創を含む。）、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に対する治療を実施している状態

三 対象となる患者

次に掲げる保険医療機関の療養病棟であって、平成十八年六月三十日において現に特殊疾患療養病棟入院料又は特殊疾患入院施設管理加算を算定する療養病棟に入院している患者（重度の肢体不自由児（者）又は知的障害者に限る。）

- (1) 児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設
- (2) 児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設
- (3) 児童福祉法第七条第六項及び身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項に規定する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの